

# ○南伊勢町新築住宅等取得支援補助金交付要綱

平成 29 年 4 月 1 日  
告 示 第 5 2 号

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、南伊勢町（以下「町」という。）の若者移住定住対策の一環として、町外からの移住を促進すると共に、町外への転出を抑制し、定住促進を図るため、住宅取得に要する経費の一部を補助することについて、南伊勢町補助金等交付規則（平成 17 年南伊勢町規則第 57 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、南伊勢町新築住宅等取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 町内に住宅を有し、町の住民基本台帳に登録し、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう
- (2) 住宅 自己の居住の用に供し、玄関、台所、トイレ、風呂及び居室を有する家屋（併用住宅にあっては、居住部分が延べ床面積の 2 分の 1 以上あるものに限る）をいう。
- (3) 移住者 転入前に 5 年以上連続して町外に居住していた者で、転入してから 3 年以内の者、又は転入することが確定している者をいう。

## (補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象は、町内への定住を目的として、次の住宅（付随する土地を含む）を補助金交付申請時から 1 年以内に取得する事業（以下「補助対象事業」という。）とする。ただし、中古住宅及び土地の取得については本人又は配偶者と 3 親等以内にある親族との売買、移住者については 2 親等以内にある親族との売買、及び相続若しくは贈与により住宅を取得する場合又は対象住宅の賃貸若しくは売却を目的とする場合は、交付の対象としない。

- (1) 新築住宅 建築後使用されたことのない住宅をいう。
- (2) 中古住宅 建築後使用されたことのある住宅をいう。

## (補助対象者)

第 4 条 補助金の交付対象者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 前条に規定する住宅（以下「対象住宅」という。）を取得すること
- (2) 対象住宅に 10 年以上定住することを誓約すること
- (3) 補助金交付申請時において、満 18 歳以上 45 歳以下であること（夫婦の場合は本人又は配偶者のいずれかの年齢）
- (4) 対象住宅の所有権を共有している場合は、所有権の持分（夫婦の場合は本人及び配偶者の合算した持分）を 2 分の 1 以上有すること
- (5) 補助金の交付申請時において、本人及びその世帯に属する世帯員並びに対象住宅に居住を予定する者が、税等に滞納がないこと
- (6) 対象住宅が完成した日又は対象住宅取得に係る売買契約日が平成 29 年 4 月 1 日以降であること

## (補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の 5 分の 1 又は次の各号に掲げる限度額のい

ずれか低い額とする。

- (1) 新築住宅 200 万円
- (2) 中古住宅 50 万円

(交付申請)

第 6 条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、対象住宅の請負契約日から完成後 6 ヶ月を経過する日までに、又は売買契約日から 6 ヶ月を経過する日までに、南伊勢町新築住宅等取得支援補助金交付申請書（様式第 1 号）と次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 対象住宅取得に係る請負契約書または売買契約書の写し（本人が建築する場合は建築資材等にかかる見積書）
- (3) 住宅の付近見取図、配置図及び各階平面図
- (4) 定住宣誓書（様式第 3 号）
- (5) 町税等納入状況確認承諾書（様式第 4 号）
- (6) 住宅が共有の物件である場合は、代表申請者選任届（様式第 5 号）
- (7) 戸籍謄本
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第 7 条 町長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、適正と認めるときは南伊勢町新築住宅等取得支援補助金交付決定通知書（様式第 6 号）により申請者へその旨を通知するものとする。

(事業の計画変更及び中止)

第 8 条 前項の通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該事業の計画を変更し、又は中止しようとするときは、南伊勢町新築住宅等取得支援補助金計画変更（中止）承認申請書（様式第 7 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、適正と認めるときは南伊勢町新築住宅等取得支援補助金計画変更（中止）承認通知書（様式第 8 号）により、交付決定者へその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 交付決定者は、当該事業が完了し、対象住宅での居住を開始したときは、速やかに南伊勢町新築住宅等取得支援補助金実績報告書（様式第 9 号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 結果報告書（様式第 10 号）
- (2) 支払明細の分かる書類（領収書等）
- (3) 住民票謄本
- (4) 対象住宅の写真（外観並びに玄関、台所、トイレ、風呂及び居室が確認できるもの）
- (5) 対象住宅の登記事項証明書（付随する土地も含む）
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 10 条 町長は、前条の実績報告を受けたときは事業の完了を確認し、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査を行い、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、南伊勢

町新築住宅等取得支援補助金交付確定通知書（様式第 11 号）により交付決定者にその旨を通知するものとする。

（補助金の請求）

第 11 条 交付決定者は、前条の通知を受けた日から 10 日以内に南伊勢町新築住宅等取得支援補助金交付請求書（様式第 12 号）を町長に提出しなければならない。なお、補助金の概算払請求はできないものとする。

（補助金の交付）

第 12 条 町長は、前条の交付決定者からの請求に基づき、請求書を受理した日から 30 日以内に補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、町長がやむを得ないと認める場合を除き、補助金交付額の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又はその他法令の規定に違反したとき。
- (3) 当該事業完了の日から 10 年未満の間に対象住宅を貸与、売却、取り壊し、又は対象住宅からの転居、転出等の理由により居住しなくなったときは、次に定める金額を返還しなければならない。

当該事業完了の日からの経過年数	返還を求める金額（千円未満切捨て）
1 年未満	交付額の 100%
1 年以上 2 年未満	交付額の 90%
2 年以上 3 年未満	交付額の 80%
3 年以上 4 年未満	交付額の 70%
4 年以上 5 年未満	交付額の 60%
5 年以上 6 年未満	交付額の 50%
6 年以上 7 年未満	交付額の 40%
7 年以上 8 年未満	交付額の 30%
8 年以上 9 年未満	交付額の 20%
9 年以上 10 年未満	交付額の 10%

（補助金の経理等）

第 14 条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、当該事業が完了した日の属する会計年度の終了後 10 年間保管しなければならない。

（定住の確認）

第 15 条 補助金の交付を受けた者は、その翌年度から 10 年間、毎年度 6 月 30 日までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 定住確認書（様式第 13 号）
- (2) 住民票謄本

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年南伊勢町告示第 36 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。